

## マイナンバーの提出について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

一昨年より始まったマイナンバー制度ですが、ハローワークや年金機構、全国健康保険協会においても、いよいよ本格的に各種届出においてマイナンバーの記載が求められています。

特に、ハローワークにおいては、5月1日以降に届出る以下の様式について

**マイナンバーの記載が無い届出は受理されません。**

各種届出の際は、必ず労務協会へマイナンバーの提出をお願いいたします。

同時に、従業員の方へも周知いただきますよう、お願いいたします。

※ マイナンバーの提出については労務協会所定の様式がございます。

労務協会ホームページ(<http://rokyo.net>)の「会員ログイン」からログインしていただくと、

「マイナンバー通知書」がダウンロード可能です。印刷の上ご利用ください。

不明点については、事務局各担当までお問い合わせください。

### 雇用保険手続きの際マイナンバーが必要な届出

- 「マイナンバーの記載」が必要な届出等
  - ① 雇用保険被保険者資格取得届
  - ② 雇用保険被保険者資格喪失届
  - ③ 高年齢雇用継続給付支給申請書（初回）
  - ④ 育児休業給付金支給申請書（初回）
  - ⑤ 介護休業給付支給申請書
- 個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等  
（ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等）
  - ⑥ 雇用継続交流採用終了届
  - ⑦ 雇用保険被保険者転勤届
  - ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請書（2回目以降）
  - ⑨ 育児休業給付金支給申請書（2回目以降）

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください

「労務協会通信」と一緒に会員（現在約250社）へ向けて御社のPR文章をFAX致します。  
また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

各種共済制度のお問い合わせ  
お申し込みは、  
労務協会担当者まで！